

## 鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月23日

鹿児島県条例第33号

(趣旨)

**第1条** この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において「実施機関」とは、知事，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，公安委員会，警察本部長，労働委員会，収用委員会，海区漁業調整委員会，内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者をいう。

2 前項に定めるもののほか，この条例において使用する用語は，法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

**第3条** 法第78条第1項第4号に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）は，法第76条第2項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）があった日から15日以内にしなければならない。ただし，法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず，実施機関は，事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において，実施機関は，法第77条第3項に規定する開示請求者（以下「開示請求者」という。）に対し，遅滞なく，延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第4条** 開示請求に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）が著しく大量であるため，開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には，前条の規定にかかわらず，実施機関は，開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし，残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において，実施機関は，同条第1項に規定する期間内に，開示請求者に対し，次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(開示請求に係る手数料等)

**第5条** 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。  
ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、当該交付又は開示に要する費用を負担しなければならない。

- (1) 開示請求をして、文書又は図画（これらを複写したものを含む。）の写しの交付を受ける者
- (2) 開示請求をして、電磁的記録の開示（閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。）を受ける者  
(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

**第6条** 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（以下「行政機関等匿名加工情報」という。）の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円  
(審査会への諮問)

**第7条** 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）第2条第1項に規定する鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

**第8条** 知事は、毎年1回、各実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(規則への委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鹿児島県個人情報保護条例の廃止)

2 鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号)は、廃止する。

(鹿児島県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の鹿児島県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第4項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から委託を受けて行う旧個人情報の取扱いに関する業務に従事していた者

(3) 前項の規定の施行前において旧条例第6条第2項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行前に旧条例第11条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第34条の2第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第47条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の

罰金に処する。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 附則第2項の規定の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鹿児島県情報公開条例の一部改正)

8 鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号)の一部を次のように改正する。  
第7条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第9条中「第7条第3号」を「第7条第1号の2及び第3号」に改める。

(鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

9 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年鹿児島県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を削り、同項第3号中「鹿児島県個人情報保護条例第43条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「及び個人情報の保護に関する施策の重要事項」を「の重要事項及び個人情報の保護に関し必要があると認める事項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「鹿児島県個人情報保護条例第2条第4項」を「鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年鹿児島県条例第33号。以下「法施行条例」という。)第2条第2項」に改め、「実施機関」の次に「及び議会」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号と